

平成24年度 第1回

勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会

1. あいさつ
2. 会長・副会長の選出
3. 議 題
 - (1) 整備基本計画について

■日 時 平成24年7月20日(金) 13:30～

■会 場 鳥栖市役所 2階第1会議室

鳥 栖 市 教 育 委 員 会

史跡勝尾城筑紫氏遺跡整備基本計画作成の経緯

	開催日	検討内容
1	平成 22 年 7 月 5 日 (平成 22 年度第 1 回保存整備委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目の整理 ・ 整備の基本目標と基本方針について
2	平成 23 年 2 月 24 日 (平成 22 年度第 2 回保存整備委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 葛籠城跡地区現地視察 ・ 葛籠城跡地区の整備のイメージについて ・ 基本計画の構成案 ・ 「整備の基本的考え方」 ※コンセプトとテーマの検討
3	平成 23 年 10 月 30 日 (平成 23 年度第 1 回保存整備委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備基本計画（素案）の検討 ※問題箇所の指摘・指導 (指摘の無い部分についての上承)
4	平成 24 年 2 月 27 日 (平成 23 年度第 2 回保存整備委員会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備基本計画（案）の検討 ※問題箇所の指摘・指導

勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会委員名簿

(敬称略)

氏名	専門分野	所属	備考
木村 忠夫	中世史	元九州産業大学教授	再任
松隈 嵩	郷土史	鳥栖市文化財保護審議会副会長	再任
北野 隆	建築史	熊本大学名誉教授	再任
市村 高男	中世史	高知大学教授	再任
薛 孝夫	植生誘導 森林生態	九州大学准教授	再任
岡本 均	環境設計	元西日本短期大学教授	再任
林 重徳	土木工学	佐賀大学特別研究員・名誉教授	再任
磯村 幸男	文化財行政	福岡県庁世界遺産登録推進室参事	再任
堀本 一繁	中世史	福岡市博物館主査	再任
高尾 平良	郷土史	鳥栖市文化財保護審議会会長	再任
才田 良美	地元代表	牛原町史跡を守る会会長	再任

○任期 平成 24 年 7 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日 (2 年間)

勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、勝尾城筑紫氏遺跡の調査、保存、整備計画について検討、協議、並びにその促進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は考古学・歴史学・環境整備その他の学識経験を有する者並びに地元代表のうちから鳥栖市教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。

(会並びに会長、副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

4 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席をもって開催する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、鳥栖市教育委員会教育長が召集する。

(臨時委員)

第6条 委員会に専門的な事項を調査研究させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の委嘱については、第3条第2項の規定を準用する。

3 臨時委員は専門的な事項の調査が終了したときをもって職を解くものとする。

(聴聞)

第7条 調査、保存、整備事業を推進するために必要に応じ、委員会に文化庁の職員及び佐賀県の職員を招聘、意見を聴くものとする。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、鳥栖市教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

附 則

この要綱は、平成6年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月19日から施行する。